

土地改良区（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定によつて、次の土地改良事業の計画変更を平成二十年三月十四日認可した。

なお、この認可について不服がある者は、認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、この認可の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成二十年三月二十四日

広島県備北地域事務所長 渡 邁 利 幸

事業主体	地 区 名	事業名
庄原市土地改良区	野谷	農業用道路整備事業